

広島県告示第二百七十九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県立美術館の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
	乃村工藝社・イズミテ クノ美術館活性化共同 事業体 代表者 株式会社乃村 工藝社 代表取締役社 長 渡辺 勝	東京都港区台場二丁目 三番四号	平成二十四年三月二日	平成二十四年四月一日～ 平成二十九年三月二日